

選考手順③における選考対象について

(検討委員会作成、令和元年5月14日第15回会議資料)

平成31年1月25日、26日の両日、候補地5件の現地視察を行った。その結果、下記2件の候補地については、その他の3件の候補地に劣っていると考え委員が多数であることから、「順位付けを行い答申する」としている手順③の選考において対象から除くこととする。

選考対象から除く候補地およびその理由

【24番候補地 江名子町】

市街地から近く近隣には住宅も多くはないが、他と比較して面積が十分とは言えず、また細長い敷地形状であることが劣っている。また、候補地の正面には企業の本社工場がある。直接的な影響は評価し難いが、企業から火葬場をよく見通せることとなるため、企業が近いことも住宅と同様に考えて大きな課題がある。

よって、総合的に判断し、手順③の選考において対象から除くこととする。

※主に関連する選考基準 3 面積, 4 地形, 5 移動距離, 15 住宅など

【28番候補地 西洞町】

市街地から近いということはあるが、新火葬場建設事業が進められている目的は、現施設の老朽化や道路交通事情などの改善である。

現火葬場に周囲の山林などを加えたものであり、敷地形状が不整形であることに加え、火葬場は利用休止期間を設けられる施設ではなく、利用しながらの建て替えには面積が不足している。

よって、総合的に判断し、手順③の選考において対象から除くこととする。

※主に関連する選考基準 3 面積, 4 地形, 5 移動距離